

平成30年度 豊島区路上生活者対策連絡会議 会議録

開催日時	平成30年12月14日（金） 午後2時00分～午後3時00分
担当部署	保健福祉部生活福祉課
会場	豊島区役所 本庁舎5階 509・510会議室
出席者	<p>【会長】 豊島区保健福祉部長</p> <p>【委員】 警視庁池袋警察署生活安全課長、警視庁巣鴨警察署生活安全課長、警視庁目白警察署生活安全課長（代理）、東京消防庁豊島消防署警防課長（代理）、東京消防庁池袋消防署警防課長（代理）、東日本旅客鉄道株式会社池袋駅長（代理）、西武鉄道株式会社池袋駅管区長（代理）、東武鉄道株式会社池袋駅管区長（代理）、株式会社そごう・西武池袋本店総務部長（代理）、株式会社東武百貨店池袋店店舗運営部長、株式会社池袋ショッピングパーク常務取締役（代理）、株式会社パルコ池袋店次長、東京都建設局第四建設事務所管理課長（代理）、東京都建設局雑司ヶ谷霊園管理事務所長、東京都建設局染井霊園管理事務所長、東京都歴史文化財団東京芸術劇場管理課長、豊島区保健福祉部福祉総務課長、豊島区保健福祉部生活福祉課長、豊島区保健福祉部西部生活福祉課長、池袋保健所生活衛生課長、池袋保健所健康推進課長、豊島区環境清掃部ごみ減量推進課長、豊島区環境清掃部豊島清掃事務所長、豊島区都市整備部土木管理課長（代理）、 以上24名</p>
傍聴人	0人
公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
非公開・一部非公開の理由	路上生活者の個人情報に配慮するため。
会議次第	<p>1.開会の挨拶</p> <p>2.議事</p> <p>（1）報告事項</p> <p>①路上生活者概数調査について</p> <p>②豊島区及び都区共同の路上生活者の自立支援について</p> <p>（2）協議・情報交換</p> <p>テーマ：『東京2020年オリンピック・パラリンピックに向けて ～池袋駅周辺の路上生活者対策～』</p> <p>①区と関係機関との行動連携について</p> <p>②区と関係機関との情報共有について</p>

会議の内容

1 開 会

(1) 会長挨拶

本会議は、豊島区内に滞在する路上生活者に対して、保護・更生の機会を提供し、明るく清潔な環境づくりを推進するために、関係団体が相互に情報交換及び連携を図ることを目的としています。まずは書類の確認と各委員の自己紹介をしたいと存じ上げます。恐れ入ります、どうぞ宜しくお願い致します。

(2) 配布資料の確認、委員自己紹介

2 議 事

(1) 報告事項

①路上生活者概数調査について

幹事：パワーポイント資料により路上生活者数の推移について説明

路上生活者概数調査は東京都が1月と8月の年2回行っており、道路・公園・河川敷などを目視で確認し、調査しています。直近の調査結果である平成30年1月によりますと、豊島区は特別区内で最も多い新宿区の約1/4である29人となっています。

次に、特別区の前年度と比較した増減率に着目しますと、葛飾区と足立区では前年度から増加、北区と荒川区では変化なし、残りの区は豊島区を含め減少となっている状況です。

次に、路上生活者数について、特別区ではピーク時に平成11年の5,798人でしたが、年々減少しており、平成30年の1月には620人となっており、ピーク時の1/9にまで減少している状況です。豊島区ではピーク時が平成12年の229人でしたが、平成30年現在、29人にまで減少しており、ピーク時の1/8まで減少している状況です。これは豊島区独自で行っている取組だけでなく、東京都と特別区が共同で行っている自立支援システムなどを実施している結果であると考えています。生活に困窮し、健康や家族関係など複雑で困難な課題を抱える路上生活者の自立支援は、本人の地域社会への意欲を引き出しながら、地道に粘り強く継続性を持って取り組むことが重要と考えております。

②豊島区及び都区共同の路上生活者の自立支援について

幹事：パワーポイント資料により豊島区独自の取り組み、都区共同事業について説明

路上生活者の自立支援について、まず豊島区独自の取り組みとしては、本会議である路上生活者対策連絡会議、合同パトロール、応急援護食料支給の3つの事業があります。また、都区共同の取り組みとしては、巡回相談事業、自立支援センターで行っている緊急一時保護事業および自立支援事業、アフターフォローの地域生活継続支援事業の3つの事業がございます。

合同パトロールは毎月第三火曜日に行っており、池袋警察署および各鉄道会社の皆様と豊島区職員で連携して、池袋駅構内やその周辺の公園を巡回するアウトリーチ型の事業です。路上生活者と思われる方から健康状態や生活状況を聞き取り、福祉事務所などへの相談を促しています。また、精神疾患を有すると考えられる層も一定程度見られるので、豊島区からは生活福祉課の精神保健福祉士や、保健所からも医師や保健師の同行も年に数回程度行って

おります。来年度も同様の方法で実施する予定ですので、引き続きお力添えの程を宜しく御願ひ致します。

巡回相談事業は都と区共同で実施している事業であり、路上生活の方や、その恐れのある方に対して、必要な支援を受けられるよう委託先の相談員が豊島区と連携して、路上生活者の起居する場所を巡回・面接相談を行っております。その際、路上生活者の状況を把握し、生活困窮者自立支援法に基づく事業の紹介や生活保護の相談への誘導などを行っております。都区共同事業では特別区を5つのブロックに分け、豊島区は中野区、杉並区、板橋区、練馬区を含む第四ブロックとなっております。第四ブロックでは、この巡回相談事業を特別区人事・厚生事務組合に委託をし、自立支援センター豊島寮を運営しております社会福祉法人 東京援護協会が実施しています。

巡回は第四ブロック内の5つの区を月3回（年36回）の定期巡回を行うと共に、関係機関からの要請など、緊急で対応が必要となった場合の巡回も行っております。直近の相談件数に関しまして、平成29年は第四ブロックの件数が908件となっており、5つのブロックの中で一番少ないという状況です。ただし、第四ブロックの内訳につきましては、豊島区が35%となっており、件数の1/3以上を占めている状況で、池袋駅を抱える豊島区は第四ブロックの中では一番多いという状況です。

巡回相談事業も合同パトロール同様、「今のままで良い」と、既存制度の利用を断る方が一定数いらっしゃるのが現状であり、現在、試行的ですが、都区共同事業として路上生活者が長期化・高齢化している方を対象としたモデル事業を新宿区（第一ブロック）、台東区（第二ブロック）にて実施しております。路上生活が長期化・高齢化した方は、就労自立を前提とした自立支援センターにおける支援が困難であるだけでなく、生活保護受給による施設等への入所を拒む傾向があり、路上生活から脱却できるよう重点的な巡回相談を行うと共に、モデル事業住宅におきまして、地域移行後に自立して生活できるよう必要な居宅支援および見守り支援を行う事業となっております。予算措置ができれば、来年度より、モデル事業の結果を踏まえ、全国で実施する予定となっております。

会長：ありがとうございました。では今までの路上生活者の数字的な所と自立支援の取り組みについて、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

なければ次の議事に移りたいと存じ上げます。

(2) 協議・情報交換

会長：豊島区におきましては、来年年明けから東アジア文化都市2019という形で開催をさせて頂く予定となっております。また、その翌年には東京2020オリンピック・パラリンピック大会も開催されるところでございます。

それに伴い、多くの国内外のお客様をお迎えすることになると思いますが、豊島区役所として何ができるか、何をなすべきかを深く考えさせて頂ければと思っておりますので、皆様の忌憚のない意見を頂戴できればと考えております。

では、まず事前に議題を頂いた団体様からご説明を頂いた後に、事務局より関連する制度をご説明させて頂き、その後、皆様からのご意見・ご質問を頂ければと存じ上げます。

最初に東日本旅客鉄道様の方から宜しくお願ひ致します。

①区と関係機関との行動連携について

東日本旅客鉄道株式会社：「アゼリアロードにおける路上生活者について」を説明

池袋西口公園が大規模な工事に入りました影響で、池袋駅付近の路上生活者が増えており、例えば、西口のビュープラザが19時に閉店となりシャッターが閉まるのですが、そこに段ボールを敷いて寝るといった実態が見られ、朝4時になりシャッターが開くと今度はアゼリアロードに移動し、同じように寝ているという状況が続いています。

会長：はい、東日本旅客鉄道様ありがとうございました。また、まとめてご意見を頂ければと存じますので、引き続きまして、東武百貨店様お願い致します。

株式会社東武百貨店：「西口広場排煙出口付近への段ボール放置の防止について」を説明

池袋駅西口広場に大きなマンホールがあり、これは地下の駐車場で火災があった時にせり上がり、排煙出口の役割を果たす為に存在しています。なので、立ち入り禁止等の表示があるにもかかわらず、マンホールが見えないくらいに段ボールが積まれているような状況です。火災があった際の影響を確認しましたら、そこまで影響はしないとのことでしたが、西口広場の美観という観点から芳しくないと考えると共に、東武百貨店の西口側にある2つの出入り口の内、片方の出入り口に近い場所でもあり、キレイな状況を保って頂きたいという事情から、今回提案致しました。

会長：はい、東武百貨店様ありがとうございました。今、2つ問題提起を頂きました。この段ボール問題に関しましては、私共も頭を悩ませておりました。対応を進めたいと思っている所ではございますが、参考となりそうな判例がございまして、それについて幹事の方からご説明させて頂きたいと存じます。

幹事：平成8年の判例となりますが、参考として、「西新宿の段ボール小屋撤去に関する事件」をご紹介させて頂きます。これは、「段ボール小屋の撤去作業が強制力を行使する権力的公務に当たるか」が論点とされ、段ボール小屋撤去の手續きについて争われた刑事事件になります。結論としては、「段ボール小屋の撤去作業が強制力を行使する権力的公務に当たるとはいえない」とされましたが、第一審の意見の中で、「段ボールが清掃作業の対象として撤去できるか」について触れている部分がありましたので、参考として抜粋し、ご紹介させて頂きます。「単に段ボール数枚を路上に敷いているだけの場合のように、社会通念からみて、その撤去も単なる清掃行為として許容される場合も少なくない」とする一方、「手を加えた工作物で、その利用目的も生活の基本である住居として用いるもの」は、「その所有者の意思に反して、単に清掃作業の対象として撤去できるものとは言い難い」とされており、段ボールは、その形状、所有者の意思により、清掃の対象となるかが異なると考えられる為、撤去作業は慎重に行う必要があると私達は考えております。

そこで、各機関の役割と協力についてですが、施設の治安を保持する為の権限は、施設管理者にあります。敷地内の段ボール等の撤去指導、対象者への退去指導の指示がこれにあたります。路上生活者により施設の適正な利用が妨げられる場合は、施設管理者が退去指導等

を行うこととなりますが、一方で「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第 11 条」の規定に基づき、路上生活者の自立支援を担当する部署と連携を図り対応をしていく必要があります。いずれにしても、本日お集り頂きました関係諸機関で連携・協力を図りながら、路上生活者対応をしていきたいと考えておりますので、ご協力の程、御願い致します。

会長：ご参考までに判例を紹介させて頂きましたが、あくまでも 1 つの事件に対して、個別の事情を踏まえた形で判決がなされる訳ですので、我々の抱える事案と必ずしも一緒ではないという所はございますが、こういった内容も 1 つ参考にしながらか路上生活者の対応をしていく必要があるかと思っておりますので挙げさせて頂きました。

そこで、豊島区で路上生活者対応をする際に、どのような点に留意しているか、土木管理課の方からご紹介させて頂きます。

土木管理課：私達の課は、豊島区道であるとか、先ほど東武百貨店様からご意見があった池袋駅西口駅前広場などを維持・管理している部署です。

基本的に私達にとっては廃棄物という解釈をしているが、強制排除をできるものではなく、ご本人様にとっては生活用品ということがございますので、粘り強く話をし、必要な物だけに整理をさせ移動して頂く、または福祉事務所と連携して、福祉に繋げるという形をとるようにしております。

先ほど、話に挙りました西口駅前広場の段ボール放置に関しましても、以前からずっと状況が改善されていない状態でした。当初はマンホールがある場所にゴミを投げ込まれないようにとカラーコーンとコーンバーを設置しました。これにより、中にゴミを投げ込まれることはなくなりましたが、代わりに手前の方に毎日 5～10 枚の段ボールが積み上げて置かれております。

またつい最近に、カラーコーンとコーンバーが古くなったので撤去し、景観上も悪くない緑のネットを設置したという状態です。置いてある段ボールに関しても記載されている店舗名等から事業者にはアリングを行いました、置いていかれる方の特定は難しく、解決策を検討している状況です。

よって、今解決策として委託先の清掃業者と協議をしており、今までも段ボールが溜まったら、不定期で回収するようお願いしていたが、今後、美観上の問題もあるので、毎朝 7：30 頃から清掃を行う際に、回収をして頂けるよう話をしております。

そして、段ボールがなくなった場所に新たに目立つよう注意喚起の看板を設置させて頂こうと考えております。

また、駅前広場の反対側ビルの屋上に、うちの防災課が災害時の帰宅困難者対策用に防災カメラを設置されておりまして、そこから 24 時間体制で駅前広場が見える状況でございます。今後、そちらの方を防災課から見させて頂いて段ボールを置いて行くのを確認できれば、特定した方に対して指導を行い、必要があれば引き続き池袋警察署の生活安全課に協力依頼して、直接取締りをお願いできればと考えております。

来年、東アジア文化都市が始まりますので、池袋駅西口はその玄関口でございますので、一度キレイに整えさせて頂きたいと考えておりますので、宜しく御願い致します。

会長：今までの流れの中で何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

土木管理課の方から、今後の計画などにつきましてもお話を頂きましたので、進捗状況等、区の取り組みについて情報を皆様方にお知らせをさせて頂くと共に、書面でご意見等を頂くことも考えておりますので、宜しくお願い致します。

それでは、続きまして次の議事に移りたいと存じ上げますので、ご提案頂いた池袋警察署生活安全課長様どうぞ宜しくお願い致します。

②区と関係機関との情報共有について

池袋警察署：「豊島区と警察署の情報共有」について説明

先ほどご紹介があった合同パトロールについて、路上生活者の記録を区の方で蓄積されているので、その情報を共有することで、人定事項を把握できればと考え提案致しました。路上生活者の方が路上で倒れられたり、災害等が起きた際に、親族等に連絡をとりたくてもできない状況が考えられますので、豊島区で集めている情報を共有することで、警察や関係機関でそういった状況を回避できればと考えております。

会長：まずは情報共有について、条例等大枠の話を事務局の方からさせて頂きまして、その上で、個別の事案等につきましては、改めて個別にご相談させて頂ければと存じ上げております。

幹事：「個人情報の保護に関する法律」第5条は、「地方公共団体」については、この法律の趣旨にのっとり、必要な策を講ぜよ」としている為、国の法律が直接適用となるのではなく、自治体の自立性が尊重され、条例が適用とされています。

豊島区では、平成12年に「豊島区個人情報等の保護に関する条例」が成立し、平成15年に国で「個人情報の保護に関する法律」、平成25年には「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立しております。その為、豊島区では「豊島区個人情報等の保護に関する条例」に基づいた取り扱いを行っております。

これを踏まえ、まず「路上生活者の情報」が豊島区において、「豊島区個人情報等の保護に関する条例」の対象となる「個人情報」であるかについて説明致します。

「豊島区個人情報等の保護に関する条例」において、個人情報は「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とされており、また死者の情報についても、生存する個人に関する情報に限定すると記載されていない為、豊島区では、路上生活者の情報は、氏名、年齢の真偽は不明であっても、生存者・死亡者ともに個人情報に該当すると言えます。

では、次に「豊島区個人情報等の保護に関する条例」の「提供の制限」について説明させて頂きます。同条例の第11条によって、外部提供により、保有個人情報が区の管理から離れ、散逸する可能性があり、個人の権利利益を侵害する危険性が高い為、これを原則として禁止しております。しかしながら、同時に例外的に外部提供できる事由を明らかにしており、第11条1項3号に、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護する為、緊急かつやむを得ないと認められるとき」との事由が挙げられており、池袋警察署様からのご説明にございました病院搬送、変死、災害等の情報については、この規定に該当する場合には外部提供することは可能となります。

なお関係諸機関におきましては、個々のケースごとに判断し、対応させて頂く形となりま

すので、都度、ご相談を頂ければと存じ上げます。

会長：制度の枠組みのお話をさせて頂きまして、個別に関係諸機関の皆様方とそういった前提の上で、どこまで対応をすることができるか、ということをご相談させて頂き、今後とも意見交換をさせて頂きたいと存じておりますので、今日をキッカケにさせて頂ければと考えております。宜しくお願い致します。

それでは、議事の(2)につきまして、何かご意見・ご質問、あるいは今日まだ頂いておりませんでした報告事項も含めて、何か発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしゅうございますか。

ではもし、所属機関に戻られてから、この資料等を基に区に聞きたいことがございましたら、遠慮なく事務局の方にご連絡頂ければと存じ上げますので、宜しくお願い申し上げます。

では議事の方につきましては、以上とさせて頂きまして、今後の進め方等について、幹事の方からご説明を御願ひ致します。

3 閉会

幹事：本日はお忙しい中、お集り頂きありがとうございます。今後も皆様のご協力を得ながら、やっていきたいと考えております。本連絡会議ですが、来年度も同時期に開催させて頂く予定でございます。今回同様に、通知の方はメールまたは郵送、FAXにてご連絡させていただきますので、宜しくお願い致します。

会長：本日は貴重なご意見頂きありがとうございます。

池袋駅は新宿、渋谷に並びまして、乗降者数の多い、日本有数のターミナルとなっております。

この大都市問題である路上生活者の対応につきましては、これからも考えていかなければならない問題であると思っ、て、再来年の東京2020オリンピック・パラリンピック大会を1つの到達点とし、これまで以上に皆様方からお力をお借り致しまして、勉強させて頂きながら、安心・安全な豊島区を築いていきたいと存じ上げておりますので、お力添えの程、宜しく御願ひ致します。